

ゆうゆうクラブ運営規程新旧対象表(案)

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">ゆうゆうクラブ運営規程</p> <p>第8条 6 ひとり親家庭の利用者の基本利用料は、第1項から第3項までに規定する金額の<u>60%</u>とする。 7 同一世帯で利用者が2人以上の場合において2人目以降の基本利用料は、第1項から第3項までに規定する金額又は前項の規定に該当する場合は前項の規定により算定した金額の50%とする。</p>	<p style="text-align: center;">ゆうゆうクラブ運営規程</p> <p>第8条 6 ひとり親家庭の利用者の基本利用料は、第1項から第3項までに規定する金額の<u>50%</u>とする。 7 同一世帯で利用者が2人以上の場合において2人目以降の基本利用料は、第1項から第3項までに規定する金額の50%とする。 8 <u>生活保護世帯の利用者の基本利用料は、全額免除とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から適用する。</p>